１　災害時における愛知県との災害救助法適用に関する連携強化等について

〔岡崎市提出〕

６月２日の大雨のような状況において、市災害対策本部は、避難情報発令の作業準備等で多忙を極める中、災害救助法の適用、特に「多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合」（いわゆる４号適用）について検討しておりました。

災害救助法の適用対象となる災害については、住家被害による判断の場合、一定の期間を要し、発災後直ちに適用判断することが困難であり、発災時に迅速な判断が可能である４号適用を積極的に推進していく必要があります。

災害救助法の４号適用に際しては、県と市町村が連携を強化するとともに、内閣府の言われる「４号基準に基づく法の積極的な適用」の共通認識の必要性を、改めて強く感じたところです。

ついては、県におかれては、**「愛知県災害救助の手引き」の改訂の際には、県内市町村、特に６月２日の被災自治体の意見も採り入れていただき、４号適用が可能な災害において、県と各市町村の意見調整がスムーズになされることを要望します。**

２　愛知県自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金制度の期間延長及び拡充並びに高校生へのヘルメット着用促進について

〔知立市、高浜市提出〕

愛知県では条例により令和３年 10 月から、また、道路交通法においても令和５年４月から、すべての自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。また、令和５年７月からは一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車に該当し、乗車用ヘルメットの努力義務化などの改正がなされました。

また、ヘルメットの着用率については、警察庁が７月に実施した調査によると、愛知県においては 7.8％と全国平均の 13.5％を下回る着用率でした。

知立市内では、高校生の着用率が低く、市内３高校に協力をいただきながら啓発活動を実施するものの、市及び警察での啓発活動では限界を感じているところです。

ヘルメットについて、県の補助事業は、対象者が当該年度に満７歳以上満１８歳以下となる者又は満６５歳以上となる者と定められており、令和５年度までの期限付きで今年度終了となります。また、特定小型原動機付自転車は、自転車と同様の取扱いとなっていますが、ヘルメットの補助制度が無く、不均衡が生じています。

ついては、県におかれては、**補助制度の継続により、ヘルメット着用を効果的に促進するとともに、全年齢への対象者の拡大、特定小型原動機付自転車に対する補助制度の拡充を要望します。また、高校生のヘルメット着用について、県立の高等学校等に対し、着用の徹底を指導していただくよう要望します。**

３　あいち県民の日創設に係る関連事業の財政負担について

〔犬山市提出〕

あいち県民の日条例では、あいち県民の日（１１月２７日）をはじめ、あいちウィーク（１１月２１日～１１月２７日）期間中に、あいち県民の日の趣旨にふさわしい事業を実施し、また市町村に対して、こうした取組の実施について協力を求めることが規定されています。

犬山市においても、あいち県民の日の趣旨に賛同し、令和５年度は県民の日学校ホリデーを１１月２４日に定め、この日は、小中学生及び同伴者のコミュニティバスの無償化と児童クラブの午前からの開設を実施しますが、こうした取組には、財政負担が伴います。

一方、あいち県民の日に関連する事業等の実施について「施設の使用料などの無償化や割引に伴う市町村の減収分は愛知県が補填しない」とされています。取組により発生する費用は、各市町村が負担することとなりますので、検討に当たり、財政面での影響を考慮せざるを得ませんでした。

次年度以降についても、あいち県民の日の趣旨にふさわしい取組の実施可能性を狭めることなく、県内自治体が一体となった盛り上がりに繋げていくためには、財政面においても継続的な対応が必要となります。

ついては、県におかれては、**あいち県民の日に関連して市町村が行う取組に対する県独自の新たな財政支援を要望します。**

４　愛知県日本語学習支援基金の終了に伴う各自治体の財政負担について

〔犬山市提出〕

犬山市には、県の日本語学習支援基金の助成を受け、ＮＰＯ法人が運営する子供向けの日本語教室がありますが、令和８年度に同基金は終了することが決定しています。

助成を受けている団体は基金を重要な活動資金源としており、この助成がなくなると、活動に支障が生じます。県内には今年度もこの助成を活用している日本語教室が５７教室ありますが、団体所在地の各市町村が基金終了後に助成を行うかは不透明であり、団体によっては独自で活動資金の確保を行わねばならないケースも出ることから、教室の安定的な運営に支障をきたす可能性があります。

また、団体が運営している教室において、外国人児童生徒に対して実施している「学校生活への適応指導」や「教科指導」は、助成対象とされていませんが、現状としては「日本語教育」と一体として実施しています。

ついては、県におかれては、**令和８年度以降も、少なくともこれまでと同程度の財政支援を実施するとともに、教科指導など学習支援も含めた助成制度への拡大を要望します。**

５　不燃ごみ、資源物の持ち去りについて

〔岡崎市提出〕

金属価格の高騰に伴い、ごみ出し時に排出された不燃ごみや缶などの資源物を許可なく持ち去る事例が多発しています。

国や県において、資源物等の持ち去り行為を規制する法律等はなく、当市においては、条例で資源物等の持ち去り行為を禁止し、罰則規定を設けて規制しています。行為の立件には、口頭や文書による行政指導から告発状を警察署に提出するまでの手続きが煩雑で時間を要するため、現状では立件に至っておらず、抑止効果が十分発揮できていない状況です。

資源物等の持ち去り行為については、多くの市民の方から不安の声をいただいており、当市だけでなく県内の多くの自治体でも同様の問題を抱えていると聞いています。

ついては、県におかれては、**資源物等の持ち去り行為は、県全体で解決すべき重要な問題であると認識いただき、県主導で県警察と連携をとって持ち去りのパトロールを実施し取締りを強化するほか、県内の金属業者等に買取りの禁止を呼び掛けるなど、県・県警察・市町村で連携して抑止策の実施を検討することを要望します。**

６　救急安心センター事業(#7119)の導入について

〔大府市提出〕

救急安心センター事業（#7119）は、救急車の適正利用（適時・適切な利用）をはじめ、救急医療機関の受診の適正化や、住民への安心・安全の提供など多岐にわたる事業実施効果を有しており、国は全国展開を推進しているところです。

令和５年７月１日現在、同事業は全国２２地域で実施され、人口カバー率は 50.1％となっています。一方、愛知県では、同事業は実施されておらず、独自に愛知県医師会が運営する救急医療情報センターへの電話相談の体制を整えて医療機関案内を実施しております。

救急安心センター事業（#7119）では、救急車の要請が必要と判断した場合に、119 番へ電話転送できる仕組みもありますが、愛知県救急医療情報センターでは対応していません。

ついては、県におかれては、**救急車の適正利用や救急医療機関の受診及び、医療費の適正化等の事業効果を有する、救急安心センター事業（#7119）を県が実施主体となり、導入することを要望します。**

７　愛知県首都圏人材確保支援事業費補助金に係る予算額の確保等について

〔知多市提出〕

首都圏への過度な一極集中の是正（愛知県外からの移住・定住の促進）及び県内中小企業等における人手不足の解消に資するため、国の交付金を財源の一部として、県及び市町村が共同して、移住支援に関する事業を実施しており、一定の要件を満たす域内への移住者に対し、移住支援金を支給しているところです。

県のマッチング支援事業を利用して移住した場合等に、単身最大６０万円又は世帯最大１００万円等の支援金を交付しており、今年度は、１８歳未満の子どもに対する加算額を１人につき最大１００万円に拡大するなど移住支援の強化が図られています。

しかしながら、今年８月に、当該補助金の申請額が県の予算を超過したとして、当面の間、支給申請の受理を行わないよう、県から市町村に対して通知があり、支給申請の受付が出来ない状況にあります。

支援金は、金額も大きく、移住を決断する上での重要な要素であることから、予算不足で支給されないということになると、移住後の生活設計に大きな影響があります。また、申請受付窓口である市としても、申請者への説明に苦慮しています。

ついては、県におかれては、**支援金の十分な予算額の確保と、県の予算執行状況についての市町村との情報共有をするとともに、県がマッチング支援事業で活用している「あいちＵＩＪターン支援センター」からの移住希望者に対しても、支援金の状況について、丁寧な説明や積極的な情報発信をすることを要望します。**

８　小中学校施設の整備に対する財政支援の拡充について

〔一宮市提出〕

一宮市では、市立小中学校 61 校のうち、23 校が建築後 60 年以上経過した校舎を保有しています。現在は老朽化が進む校舎等の長寿命化を図るための外壁改修及び屋上防水等を進めておりますが、鉄筋コンクリート造の耐用年数を考慮すれば、計画的に既存の建物等の改築又は減築を進めることが不可欠です。

現在の学校施設環境改善交付金では、構造上危険な状態にある建物や不適格建物の改築に該当しない場合は、交付金が利用できないため、市の財政負担が大きく、計画的な改築又は減築が困難になることが危惧されます。

ついては、県におかれては、**建築後一定期間を経過した建物等の計画的な改築又は減築を対象とする学校施設環境改善交付金等の制度拡大や補助率の引上げを国に働きかけるとともに、県独自の財政支援を要望します。**

９　中学校の部活動改革に伴う保護者負担軽減支援について

〔半田市提出〕

半田市では、スポーツ庁及び文化庁が発出した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に基づき、令和５年度から令和７年度を改革推進期間として、部活動の地域連携・地域移行に取り組んでいるところです。

休日の学校部活動については、これまで特に保護者が指導者謝金等を負担する必要はありませんでしたが、地域クラブ活動に移行する場合、地域クラブの活動運営費等に係る保護者負担が新たに発生します。

ついては、県におかれては、**学校部活動の地域クラブ活動への移行に伴い「教員特殊業務手当」に充てられている財源の活用を含め新たに発生する保護者負担の軽減支援を含めた財源の確保を国に働きかけるよう要望します。**

１０　下水道管渠の改築事業に係る県費補助の継続について

〔西尾市、弥富市提出〕

弥富市では、主に平成16年度から平成18年度にかけて、国及び県に推奨されたハイセラミック管を使用して下水道整備を行いましたが、平成26・27年度のＴＶカメラ調査において、破損等の不具合が見つかり、ハイセラミック管使用延長約9.6㎞のうち約8.4㎞（87.5％）を改築しなければならない状態となっております。

同様に西尾市でも、平成24年までに整備した下水道管渠のうち、ハイセラミック管を使用した区間は、県下最長の約244㎞であり、この区間の点検調査を実施したところ、多数の破損等不具合が確認されております。

国の下水道改築補助の要件では、布設後20年を経過している必要がありますが、弥富市及び西尾市のハイセラミック管改築事業は、いずれも建設からの経過年数が短いため、国の補助対象となりません。しかしながら、道路等の陥没が危惧されるなか、早期に対策を行う必要が生じており、両市にとって大きな財政負担となっています。

このような中、令和元年度から国の補助対象とならない下水道管渠の一部において改築更新が県費補助制度の対象としていただいたことは、対策を進めるうえで貴重な財源となっております。

ついては、県におかれては、**下水道管渠の改築に係る県費補助事業について、令和６年度以降の確実な継続と増額も含めた予算額の確保を要望します。**

１１　都市公園内における樹木の更新及び剪定について

〔一宮市提出〕

一宮市では、都市公園が 138 公園（うち都市計画決定された公園は 101 公園）あり、設置から約 30 年以上経過した公園が 93 公園と半数以上を占めています。そのため、樹木が巨木化又は老木化しており、限られた財源の中、人件費の高騰などもあり、適切な維持管理費の確保に苦慮しています。

国の防災・安全交付金は、２ha 以上の都市公園において、公園施設長寿命化計画に基づき適切に維持管理されている樹木の更新については、交付金の対象となり、補助率は 1/2 となっています。また、県の市町村土木事業費補助金のうち都市計画事業公園では、２ha 未満の都市計画公園についても、事業費要件を満たせば補助対象となりますが､補助率は 3/10 以内となっています。

一方で、樹木の剪定などの維持管理費については、国・県ともに補助対象とされておりません。

ついては、県におかれては、**公園施設長寿命化計画を策定している全ての都市公園の樹木の更新及び剪定の維持管理費を県費補助の対象とするとともに、県費補助率（3/10）の引上げを併せて要望します。**

１２　優良建築物等整備事業に対する継続的な支援について

〔刈谷市提出〕

刈谷市においては、少子高齢化や人口減少の進行などの社会情勢を見据えつつ、ウィズコロナ・アフターコロナの動向やリニアインパクトなどに対応した新たなまちづくりが求められております。

このため、都市機能誘導区域において都市拠点と位置付けている刈谷駅及び刈谷市駅周辺では、まちなかの定住居住や新たな賑わいの創出などを図るため、土地の高度利用の誘導や多様な都市機能の集積とともに、回遊性のある快適な歩行空間の整備等により都市基盤を強化することで、本市の玄関口としてふさわしい魅力や活力ある駅前空間づくりを目指しています。

このような状況の中、民間事業者において優良建築物等整備事業が複数検討されており、計画が具体化した 2 地区について、今年度から国・県の補助を得ながら事業に着手しています。

魅力や活力ある駅前空間づくりに寄与する民間再開発に対しましては、積極的に財政支援を行ってまいりたいと考えておりますが、民間再開発や周辺まちづくりに支障を来さないためには、県による継続的な予算の確保が不可欠と考えます。

ついては、県におかれては、**優良建築物等整備事業に対する継続的な予算の確保を要望します。**